

1 これまでの学校と地域の連携

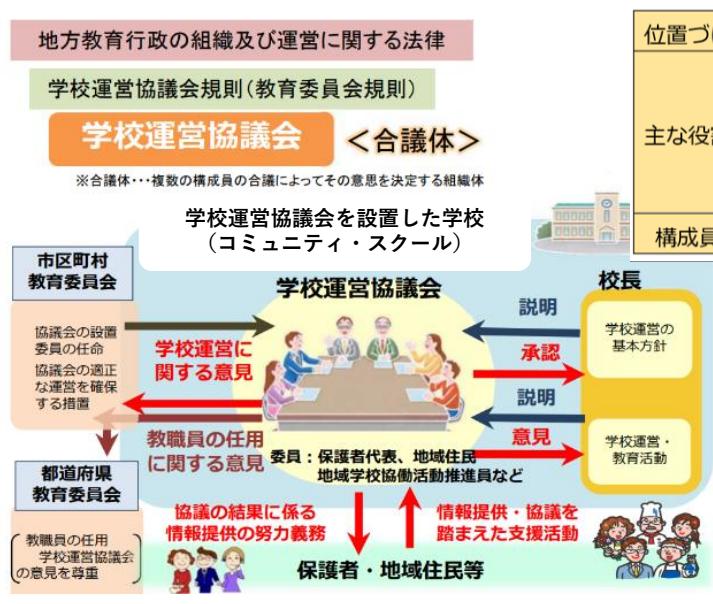


学校評議員制度「学校教育法施行規則(第49条)」(全校配置)
校長の求めに応じ、学校の教育目標や教育活動に関する
ことなどについて、意見を述べるができる。
⇒意見に法的拘束力はない。
【主な構成員】町会長、PTA会長、民生児童委員、
(青少年委員、学校応援団長)、学校

学校支援コーディネーター(全校配置)
学校と地域の橋渡し役となり、教育活動で必要とする
地域人材を探し、マッチングする。

- ・学校は、それぞれの地域団体と個別に連携
- ・各地域団体は、担い手の重複や担い手不足などが課題
- ・学校運営に地域の声を反映しきれていないことも課題

2 学校運営協議会制度を活用した地域との連携



位置づけ	法的効果を持った学校運営の意思決定を行う合議制機関
主な役割	○校長が作成する学校運営の基本方針の承認 ○学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる ○教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる ⇒「学校評価」や「地域学校協働活動」についても協議
構成員	15人以内(学校評議員制度10人以内)

- 【国が示す学校運営協議会制度の利点】
- ①円滑な地域人材の確保
 - ②教員の負担軽減
 - ③持続可能な地域との連携事業
 - ④地域連携に関する補助金の要件

4 練馬区におけるこれまでの取組

【令和3・4年度】
学校運営協議会制度を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校3校を
(練馬東小、光和小、豊溪中) 指定

【令和5年度】
実証校3校による学校運営協議会を試行実施
学校運営協議会検討委員会による実証結果のまとめ

- 【成果】 ※詳細は次頁
- ①新たな地域人材の発掘
 - ②地域人材の活用による教育活動の充実
および教員の負担軽減
 - ③教育課程外の活動の充実
(例：放課後居場所カフェ、防災活動)

- 【課題および今後の対応】
- ①各校への学校運営協議会制度導入の
拡充方法の検討
⇒導入前に実証期間を設ける。
 - ②学校運営における地域の過介入の防止
⇒区規則に制限規定を設ける。

5 練馬区における今後の取組

- ・学校運営協議会制度による学校運営の開始
- ・学校運営協議会制度における成果と課題の整理
- ・区立小中学校および幼稚園での学校運営協議会制度導入拡充に向けた検討
- ・**学校運営協議会制度の仕組みを活用した地域協働のあり方の検討**
(放課後児童対策、部活動の地域移行など)

3 現在の導入状況 (令和5年5月1日現在)



※東京都は、23区のうち13区導入済(うち6区は全校導入済)

参考 (アクションプラン個別調書)

R 8年度の目標	R 6年度	R 7年度	R 8年度
①学校運営協議会 制度の導入・拡大	3校導入	実施	拡大

※令和9年度以降も
拡大予定

6 実証校による地域との連携の成果

【3校共通の成果】

- ・学校運営協議会の中で、学校、地域、家庭が協議を重ねることで、これまで以上に地域の声を生かした学校運営を行うことができた。
- ・積極的な地域人材の活用により、児童生徒の興味・関心を高める教育活動の充実を図ることができた。

(1) 新たな地域人材の発掘

【練馬東小学校】

協力者リスト（人材バンク）の作成

各学年取組一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
すずしろ	畑の学習 読み聞かせ		児童学校 ものづくり	感染め		交際学級	老人ホーム	
1年		さつまいも	タブレット	水泳補助 避難補助	学力補充	認知症リズ		
2年		野菜名人	町たんけん	水泳補助	学力補充	避難の話		
	細井 均	田の垣 昌	山崎 孝典	細井 均	藤井 佳久	本谷 真一	新井 孝	

年間を通して保護者や地域の方に協力していただきたい学習を一覧にまとめ、年度当初に協力者を募った。できあがったリストを基に、学年の実態に合わせ、保護者等に協力を依頼することができた。

2年生 生活科「めざせ野菜作り名人」



都市農業課にマッチングを依頼し、近隣で農家を営む方とつながることができた。「野菜のお悩み相談会」を開き、農家の方から野菜の育て方を詳しく教えてもらい、学習を深められた。

5年生 総合的な学習の時間「みんながくらしやすい町」



地域の障害者支援施設の方や介護人材派遣センターに依頼し、点字やガイドヘルプの方法を覚えてもらったり、車いす体験をしたりすることができた。また、保護者の引率で、地域にある10か所の介護施設等を訪問し、学びを深めた。

(2) 地域人材の活用による教育活動の充実

【光和小学校】

地域の方の協力による学びの充実



地域の方の協力により、年間を通じて生き物との触れ合いや町探検などの体験活動を実施することができた。これにより、学校外での活動の充実が図られた。

「防災教育」と学校運営協議会を連携させた取組

「笑顔が絶えない避難拠点活動」を広めるために学校と連携したい避難拠点運営連絡会と、防災についての学習を行いたい学校とが、学校運営協議会の中で協議を行うことで、保護者や地域も交えた防災イベントを開催することができた。



(3) 教育課程外の活動の充実

【豊溪中学校】

Cafe Suzushiro（放課後居場所カフェ）



放課後に教室を開放し、生徒が地域や保護者の方とゲームやおしゃべりなど、自由に交流を図ることを目的とし、開設した。生徒は同じ地域に住む大人との交流を通じて、多くの人に支えられていることを実感できた。

地域の大学と連携した部活動の取組

活動場所を求めていた地域の大学生と、指導者を求めていた豊溪中学校のバドミントン部が、互いの目的に合う形で、中学校の体育館で共に活動を行うことで、部活動の充実が図られた。

7 本日の議題

【地域と協働した子供たちの育成の充実に向けて】

(1) 子供たちを支える主な地域活動の課題および今後の取組の方向性

ア 部活動地域移行（教育指導課／スポーツ振興課／文化・生涯学習課）

課題：地域のスポーツ団体等との連携、人材確保や費用面の検討

取組の方向性：生徒や保護者のニーズを踏まえた部活動の地域移行

国は令和8年度までに「休日部活動の地域移行」を推進している。区では検討準備委員会を立ち上げ、令和5年度に生徒や保護者へのニーズ調査を実施した。今後、調査結果を踏まえ、検討委員会を立ち上げ、検討を進める。

【具体的な課題（例）】

ニーズ調査結果より「自分の学校で活動したい（させたい）」「平日のみ活動したい（させたい）」という声が半数以上ある現状を踏まえ、生徒や保護者の思いに沿った活動のあり方を検討する必要がある。



学校運営協議会制度の仕組みを活用し、スポーツ団体や文化団体等との連携を図り、校内で指導できる人材の確保や競技志向ではない生徒の居場所としての部活動の創設など、生徒や保護者のニーズに合わせた部活動の地域移行の実現を図る。

イ ねりっこクラブ（子育て支援課）

課題：「ねりっこクラブ」の充実に向けた検討

取組の方向性：待機児童解消のための学校施設を活用した放課後児童対策の充実

既存の「ひろば事業」と「学童クラブ」それぞれの機能・特色をそのままに、児童が充実した放課後の時間を過ごせるよう運営している。現在、全校実施に向け、学校応援団から学童クラブ運営事業者による実施へと順次移行している。

【具体的な課題（例）】

待機児童解消の解決策として、放課後の利用していない教室等、学校施設のさらなる有効活用を進める必要がある。



学校運営協議会制度の仕組みを活用し、学校教育以外の活動における施設の活用について協議し、学校と地域が一体となって子供の居場所づくりを進め、待機児童解消を図る。

ウ その他、子供に関係する地域の活動

（青少年課／区民防災課／子育て支援課／協働推進課など）

- ・ 青少年育成活動
- ・ 地域防災活動
- ・ 児童館における居場所づくり
- ・ 子ども食堂 など

課題：それぞれの活動と学校との連携のあり方の検討

取組の方向性：児童生徒の学校外活動の充実

【具体的な課題（例）】

児童館、子ども食堂など、各活動における子供たちの様子について、学校との情報共有が十分行えていないため、学校と各団体等が連携を図る必要がある。



学校運営協議会制度の仕組みを活用し、子供たちの放課後の活動状況や学校での様子などの情報共有を行うネットワークを構築し、切れ目ない子供の見守りや支援につなげる。

(2) 子供たちに関わる地域の人的資源（関係各課）

- | | | |
|---------------------|-------|-----------|
| ア 町会、自治会 | イ 商店会 | ウ 学校応援団 |
| エ ねりっこクラブ | オ PTA | カ 民生・児童委員 |
| キ 青少年委員、青少年育成地区委員会 | | ク 体育協会 |
| ケ 総合型地域スポーツクラブ（SSC） | | |

課題：担い手不足や人材の重複による負担増

**取組の方向性：学校運営協議会制度の仕組みを活用した情報共有および連携の促進
新たな人材の発掘、起用**

【具体的な課題（例）】

それぞれの団体の人材確保や各活動の課題について共有する場面が不足している。



学校運営協議会に各団体の代表者等が参加し、それぞれの団体等の活動の現状について情報共有を行うことで、新たな人材の発掘・起用や役割が重複している役職や活動の見直し等について検討する。